

財団法人紀南環境整備公社 最終処分場整備に対する提言

**平成18年3月
紀南の最終処分場を考える委員会**

目次

■はじめに	1
提言1 最終処分場建設用地の選定に向けた情報公開と住民意見の把握方法	2
提言2 候補地を公表する段階で留意すべき事項	4
提言3 公社のこれからの取り組み体制	5

■はじめに

廃棄物の最終処分場の整備に関して最も重要なことは、地域に受け入れてもらうことであり、そのためには合意形成のプロセスは欠かせない。

「紀南の最終処分場を考える委員会」は、この基本認識に基づき最終処分場の整備に係わる情報公開と住民意見の募集のあり方や方法について検討してきた。検討にあたっては、「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会」が答申した「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」（平成16年3月）及び「紀南にふさわしい最終処分場の用地選定について」（平成17年3月）を踏まえるとともに、他地域の事例を参考にしながら慎重に検討を重ねた。その結果、以下の3項目について提言としてとりまとめた。

- (1) 最終処分場建設用地の選定に向けた情報公開と住民意見の把握方法
- (2) 候補地を公表する段階で留意すべき事項
- (3) 公社のこれから取り組み体制

公社は、これらの提言を尊重し、「100年経っても美しい紀南」の達成を目指し、取り組みを進めていただきたい。

提言1 最終処分場建設用地の選定に向けた情報公開と住民意見の把握方法

(1) 課題

他府県における事例を見ると、①候補地の検討段階で、住民への説明が行われておらず結果だけが伝達されたケース、②施設整備計画策定にあたって、住民の意見が反映されていないケースなど住民との合意形成が得られず、事業がうまく進んでいないケースが見受けられる。

そのため我々は、それらの点に充分留意し、会議は全て公開で行い、情報公開と住民意見の反映を基本方針として取り組みを進めてきた。

しかしながら、会議における一般傍聴者はほとんどなく、また、住民説明会においても、開催通知を新聞広告に掲載したり、ラジオ放送などで呼びかけたりしたが出席者は極めて少ないという状況であった。つまり、地域内の多くの住民には我々これまでの取り組みが、身近な事ととして伝わっていなかったと考えられる。

このため、今後、更なる情報公開の徹底、積極的な住民意見の把握に努めることが課題である。

(2) 提言

①情報公開

情報公開は今までと同様常に行う事が必要だが、公開する内容、タイミングに応じていろんな手段を組み合わせ、効率的かつ効果的に行う必要がある。以下に考えられる手段を示す。

なお、公開にあたっては、できるだけわかりやすい表現とすることが重要である。

○マスコミの活用

- ・新聞、ラジオ、テレビなどに報道を依頼する。
- ・新聞などで宣伝広告などを行う。

○行政機関の活用

- ・市町村広報紙等への掲載を行う。
- ・行政機関の窓口などを活用して資料の配付を行う。
- ・市町村議員との懇談会や説明会を開催する。

○産業界の活用

- ・商工会議所等を通じ関係業界に資料を配付する。
- ・業界関係団体を対象に説明会などを開催する。

○地域団体の活用

- ・自治会・公民館あるいは地域の各種団体との懇談会を開催する。

○インターネットの活用

- ・ホームページ、ブログを活用する。

○その他

- ・チラシを作成して全戸配布を行う。
- ・講演会、シンポジウム・学習会を開催する。
- ・ニュースレター、ミニレターを発行して配布する。
- ・ポスターや看板などを作成する。

②住民意見の把握

住民意見の把握は、これまでのように期限を区切って募集するような方法のみではなく、常に受け付ける姿勢をとるべきで、あらゆる機会、時期を捉えて積極的に意見募集に努める必要がある。

○行政機関の活用

- ・行政機関の窓口などを活用して意見募集を行う。(意見箱等の備え付け)
- ・市町村等が開催するイベントなどに参加して意見を聞く。

○地域団体や産業界の活用

- ・地区・町内会あるいは各種団体、業界関係団体などと懇談会を開催して意見を聴取する。(アンケート調査などの実施)

○インターネットの活用

- ・メールによる意見募集を常時行う。

○その他

- ・手紙、ファックスによる意見募集を常時行う。

提言2 候補地を公表する段階で留意すべき事項

(1) 課題

公社ではすでに紀南地域廃棄物適正処理検討委員会答申「紀南にふさわしい最終処分場の用地選定について」に示した第1段階の絞り込みを終えようとしており、間もなく3～5ヶ所の候補地を公表する時期を迎える。

この候補地の公表については、地域に与える影響は大きい。このため、候補地を公表する段階において、いかに的確かつ適切に行うかが課題である。

(2) 提言

- 公表は公社の理事等の責任者が公の場で行う。
- 公表にあたっては、地域全体に同時期に一斉に情報が伝達できるように努める。
- 公表後は早急に候補地周辺の住民に対し説明会を開催する。
- 説明する際には、事業の必要性、候補地選定の経緯（紀南地域の自然条件、社会条件、環境条件を検討した結果であること）、今後の予定を十分に説明する。
- なお、公表前に公表後の体制についても十分検討しておく。

提言3 公社のこれから取り組み体制

(1) 課題

当委員会として考えられる課題を事業の進捗段階ごとに大別すると以下の2点となる。

①地域内処理を実現するための最終処分場の早期整備を進める段階

情報公開と住民意見の把握に努めながら、合意形成を進め、最終処分場の早期整備を実現すること。

②最終処分場の完成後に廃棄物の受入や維持・管理を行う段階

公社は、廃棄物の最終処分事業が中心となるが、紀南地域廃棄物適正処理検討委員会答申の基本である廃棄物の発生抑制、資源化、減量化の徹底にも引き続き努めなければならないこと。

(2) 提言

公社事業を今後も引き続き円滑に進めるためには、当委員会のように公社事業を第三者の視点から客観的に監査し、意見や提言を行うことができる公正な立場の委員会を設置するべきである。

ただし、事業のそれぞれの進捗段階によって検討の内容が異なるため、委員会の構成メンバーは、その時々の検討事項に応じて適切に選任すべきである。

○委員会の構成・役割

(構成)・学識経験者

情報公開、地域・まちづくり、廃棄物処理、経営等

・地域住民代表

紀南地域で環境保護や地域まちづくり等に取り組んでいる方

・地区住民代表

施設周辺の住民代表

(役割) 公社が循環型社会形成推進基本法を踏まえ、また、「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」の考え方を尊重しながら事業を実施しているかを監査し、必要な意見や提言を行う。